

長野広域連合監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、広域連合長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成26年3月26日

長野広域連合監査委員 鈴木 栄一  
寺島 渉

## 措置の通知書

平成 25 年度 定期監査(25 広監第 9 号)

施設名：長野広域連合事務局（総務課・環境推進課）

指摘事項及び意見	措置(改善)状況
<p><b>1 支出に関する事務</b></p> <p>(1) 旅行命令書の決裁権者が誤っていた。長野広域連合事務専決規程に基づき適正な事務処理をされたい。 【環境推進課】</p> <p>(2) 職員の旅行に伴う復命書について、宿泊を伴う場合は、事務局長へ文書により復命すべきところ、復命書が作成されていなかった。旅費の手引に基づき、適切な事務処理を徹底されたい。 【総務課】</p>	<p>(1) 事務専決規程に規定された決裁権者による決裁であるか等を確認するチェックシートを作成し、複数職員で確認することとした。【環境推進課】</p> <p>(2) 旅費の手引きに基づき事務の執行を行うよう、所属職員に周知するとともに、宿泊を伴う旅費の復命については、旅行記録簿を作成し、複数職員で確認するよう改善した。 【総務課】</p>

## 措置の通知書

平成 25 年度 定期監査(25 広監第 9 号)

施設名：養護老人ホーム松寿荘、特別養護老人ホーム松寿荘、若槻デイサービスセンター

指摘事項及び意見	措置(改善)状況
<p><b>1 施設内外の整備に関する事務</b></p> <p>(1) 施設敷地内に建築基準法第 2 条第 6 号に規定する防火措置を講じる必要があるプレハブ倉庫が散見された。</p> <p>法の趣旨に基づき建築物間の延焼を抑制するための対策を講じられたい。</p>	<p>法の規定に基づき、防火措置が必要となるプレハブ倉庫 21 棟のうち 3 棟については、撤去、統合を行った上で防火措置が不十分な場所へ移設し、移設困難な 18 棟は、防火対策など延焼を抑制する技術基準に適合するような措置を次年度において実施します。</p>

## 措置の通知書

平成 25 年度 定期監査(25 広監第 9 号)

施設名：養護老人ホームはにしな寮

指摘事項及び意見	措置(改善)状況
<p><b>1 支出に関する事務</b></p> <p>(1) 旅行命令書の決裁権者が誤っていた。 長野広域連合事務専決規程に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 職員の旅行に伴う復命書について、旅行命令権者まで復命すべきところ、その復命がされていない事例が見受けられた。旅費の手引に基づき、適切な事務を行われたい。</p>	<p>(1) 事務専決規程に規定された決裁権者による決裁であるか等を確認するチェックシートを作成し、複数職員で確認することとした。</p> <p>(2) 旅費の手引きに基づき事務の執行を行うよう、所属職員に周知するとともに、宿泊を伴う旅行の復命については、旅行記録簿を作成し、複数職員で確認するよう改善した。</p>
<p><b>2 施設内外の整備に関する事務</b></p> <p>(1) 施設敷地内に建築基準法第 2 条第 6 号に規定する防火措置を講じる必要があるプレハブ倉庫が散見された。 法の趣旨に基づき建築物間の延焼を抑制するための対策を講じられたい。</p>	<p>法の規定に基づき、防火措置が必要となるプレハブ倉庫 6 棟のうち 5 棟については、撤去、統合を行った上で防火措置が不要な場所へ移設し、移設困難な 1 棟は、防火対策など延焼を抑制する技術基準に適合するような措置を次年度において実施します。</p>

## 措置の通知書

平成 25 年度 定期監査(25 広監第 9 号)

施設名：特別養護老人ホーム久米路荘、信州新町デイサービスセンター

指摘事項及び意見	措置(改善)状況
<p><b>1 支出に関する事務</b></p> <p>(1) 旅行命令書の「出勤簿整理印」欄に、出勤簿へ「旅行」と記入した担当職員の押印がない事例が散見された。旅費の手引に基づき、適切な事務を行われたい。</p> <p>【久米路荘・信州新町デイサービスセンター】</p>	<p>旅費の手引に基づき事務の執行を行うよう職員に周知するとともに、旅行命令書の記載内容及び押印について、複数職員で確認するようにした。</p>
<p><b>2 施設内外の整備に関する事務</b></p> <p>(1) 施設敷地内に建築基準法第 2 条第 6 号に規定する防火措置を講じる必要があるプレハブ倉庫が散見された。</p> <p>法の趣旨に基づき建築物間の延焼を抑制するための対策を講じられたい。</p>	<p>法の規定に基づき、防火措置が必要となるプレハブ倉庫 4 棟については、防火措置が不用な場所へ本年度中に移設します。</p>

## 措置の通知書

平成 25 年度 定期監査(25 広監第 9 号)

施設名：特別養護老人ホーム小布施荘

指摘事項及び意見	措置(改善)状況
<p><b>1 収入に関する事務</b></p> <p>(1) 「現金受領日計総括表」への記載事項について、生活相談員が記載すべき利用者氏名及び請求書兼領収書発行ナンバーを現金取扱員が記載している事例が見受けられた。施設利用者からの現金による収納については、複数職員でチェックする体制を築き、手続きを行うよう改善されたい。</p>	<p>担当職員の業務について、研修、確認を行うなど現金取扱マニュアルに沿った収納事務を行うよう職員に周知徹底した。</p>
<p><b>2 支出に関する事務</b></p> <p>(2) 職員の旅行に伴う復命書について、宿泊を伴う場合は、文書により事務局長へ復命すべきところ、所長までの復命となっている事例が散見された。</p> <p>旅費の手引に基づき、適切な事務を行われたい。</p>	<p>旅費の手引に基づき事務の執行を行うよう、所属職員に周知するとともに、宿泊を伴う旅行の復命については、旅行記録簿を作成し、複数職員で確認するよう改善した。</p>

## 措置の通知書

平成 25 年度 定期監査(25 広監第 9 号)

施設名：特別養護老人ホーム杏寿荘

指摘事項及び意見	措置(改善)状況
<p><b>1 施設内外の整備に関する事務</b></p> <p>(1) 施設敷地内に建築基準法第 2 条第 6 号に規定する防火措置を講じる必要があるプレハブ倉庫が散見された。 法の趣旨に基づき建築物間の延焼を抑制するための対策を講じられたい。</p>	<p>当施設は、移管対象施設であることからプレハブ倉庫の防火措置について移管先法人である社会福祉法人大志会に監査指摘事項を詳細に説明したところ、移管後に監査内容を踏まえて大志会として、利用等設置について検討したいとのことから、現状のまま譲渡して欲しいとの意向である。</p> <p>事務局と協議した結果、移管先法人に現状のまま譲渡することとした。</p>

## 措置の通知書

平成 25 年度 定期監査(25 広監第 9 号)

施設名：特別養護老人ホーム矢筒荘

指摘事項及び意見	措置(改善)状況
<p><b>1 施設内外の整備に関する事務</b></p> <p>(1) 施設敷地内に建築基準法第 2 条第 6 号に規定する防火措置を講じる必要があるプレハブ倉庫が散見された。 法の趣旨に基づき建築物間の延焼を抑制するための対策を講じられたい。</p>	<p>法の規定に基づき、防火措置が必要となるプレハブ倉庫 17 棟のうち 12 棟については、撤去、統合を行った上で防火措置が不十分な場所へ移設し、移設が困難な 5 棟は、防火対策など延焼を抑制する技術基準に適合するような措置を次年度において実施します。</p>



## 措置の通知書

平成 25 年度 定期監査(25 広監第 9 号)

施設名：特別養護老人ホーム須坂荘

指摘事項及び意見	措置(改善)状況
<p><b>1 支出に関する事務</b></p> <p>(1) 職員の旅行に伴う復命書について、旅行命令権者まで復命すべきところ、その復命がされていない事例が見受けられた。旅費の手引に基づき、適切な事務を行われたい。</p>	<p>旅費の手引に基づき事務の執行を行うよう、所属職員に周知するとともに、宿泊を伴う旅行の復命については、旅行記録簿を作成し、複数職員で確認するよう改善した。</p>
<p><b>2 施設内外の整備に関する事務</b></p> <p>(1) 施設敷地内に建築基準法第 2 条第 6 号に規定する防火措置を講じる必要があるプレハブ倉庫が散見された。 法の趣旨に基づき建築物間の延焼を抑制するための対策を講じられたい。</p>	<p>法の規定に基づき、防火措置が必要となるプレハブ倉庫 5 棟のうち 1 棟については撤去し、移設困難な 4 棟は、防火対策など延焼を抑制する技術基準に適合するような措置を次年度において実施します。</p>

## 措置の通知書

平成 25 年度 定期監査(25 広監第 9 号)

施設名：特別養護老人ホーム豊岡荘、戸隠中央デイサービスセンター、戸隠在宅介護支援センター

指摘事項及び意見	措置(改善)状況
<p><b>1 収入に関する事務</b></p> <p>(1) 「現金受領日計総括表」への記載事項について、現金取扱員が記載すべき「施設利用日数の確認」欄への記載がされていない事例が散見した。施設利用者からの現金による収納については、複数職員においてチェック体制を図りながら手続きを行い、内容の記載は確実にを行うよう改善されたい。 【戸隠中央デイサービスセンター】</p>	<p>担当職員の業務について研修、確認を行うなど現金取扱マニュアルに沿った収納事務を行うよう職員に周知、徹底をした。 【戸隠中央デイサービスセンター】</p>
<p><b>2 施設内外の整備に関する事務</b></p> <p>(1) 施設敷地内に建築基準法第 2 条第 6 号に規定する防火措置を講じる必要があるプレハブ倉庫が散見された。 法の趣旨に基づき建築物間の延焼を抑制するための対策を講じられたい。</p>	<p>法の規定に基づき、防火措置が必要となるプレハブ倉庫 9 棟については、移設困難なため、防火対策など延焼を抑制する技術基準に適合するよう適正な措置を次年度において実施します。</p>